

「東京都立大学次期教育研究用情報システム再構築委託」落札者決定基準

「東京都立大学次期教育研究用情報システム再構築委託」に係る落札者決定基準については、次のとおりとする。

1 基本的な考え方

落札者の決定にあたっては、最適な事業者を選定するため、技術提案書の内容及び技術提案書の提出期日後に必要な応じて実施するヒアリングによる評価である「技術点」に入札価格の評価である「価格点」を加算する総合評価落札方式を採用し、技術点及び価格点の合計点（以下、「総合評価点」という。）が最も高い入札者を落札者とする。

(1) 技術点

「審査基準表」（添付資料）のうち、「技術評価点」の各項目に基づき提案内容を評価し、「技術評価点」を与える。技術評価点の満点は200点とする。

(2) 価格点

入札時には入札価格を入力すること。入札価格について後に示す計算式に基づき「価格点」を与える。価格点の満点は100点とする。

(3) 総合評価の方法及び落札者の決定方法

上記（1）及び（2）で評価した「技術点」及び「価格点」の合計点数（以下、「総合評価点」という。）が最も高いものを落札者とする。

(4) 有効数字

「技術点」及び「価格点」の算出にあたっては、小数点以下1桁までを有効数字として、小数点以下2桁目で四捨五入する。

(5) 総合評価点数が最も高い者が2以上あるときの対応

当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合においては、当該入札者のうちくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない本法人職員にくじを引かせるものとする。

(6) 欠格事由

以下の条件に該当する場合は「欠格」とする。この場合、当該入札者の技術点及び価格点は考慮せず、落札者とししない。

ア 技術提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。

イ 技術提案書作成要領に指定する提案書の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しない場合。

ウ 技術提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されている場合。

エ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられている場合。

オ 虚偽または法令に違反する内容が記載されている場合。

カ 審査基準表の評価項目のうち、No.6以外の項目に「0点」が付いている場合。

キ 技術提案書の提出期日後に実施するヒアリングへの出席要請に対し、応じなかった場合。

ク 入札日までの間に、本総合評価落札方式の入札参加資格を失った場合。

ケ 入札価格が予定価格の制限の範囲外である場合。

コ 後述の評価項目において、いずれかの項目に「0点」が付いていること。ただし、項目6を除く。

(7) 審査機関

本委託業務の技術的な審査については東京都立大学次期教育研究用情報システム再構築委託技術審査委員会（以下、「技術審査委員会」という。）において実施する。

2 技術点について

(1) 技術評価点

技術点は、「審査基準表」に記載する評価基準に基づき、技術審査委員会が総合評価のための技術提案書及び提案内容説明会での内容を審査し、次により算出する。

ア 配分の考え方

審査基準表の各評価項目に配分する得点は次のように設定する。

No.	評価項目	配点	比重（少数第二位を四捨五入）
1	本学が本システムにより達する目的等に対する理解度	40	20.0%
2	機能要件の理解度	40	20.0%
3	非機能要件の理解度	15	7.5%
4	システムの実現方法	40	20.0%
5	組織対応能力	60	30.0%
6	政策的評価項目	5	2.5%
	合計	200	100%

イ 各評価項目の評価点

技術提案書の記述内容により、0点から5点までの6段階評価とする。6段階評価の目安は、次のとおりとし、本学で想定している一般的な提案は3点とする。

【評価の目安】	
非常に優れている	5点
優れている	4点
普通（本学で想定する一般的な提案）	3点
劣っている	2点
非常に劣っている	1点

記述がない、本学の要求に適合しない。

0点

ウ 各評価項目の重み

重要度に応じて、「1」から「5」までの重みを評価項目ごとに設定する。

エ 評価項目点

評価項目ごとの評価点に各評価項目の重みを乗じて得た点を評価項目点とする。

オ 技術評価点に係る得点

評価委員会の各委員の合計点の平均を当該入札者の技術評価点に係る得点とする。

3 価格点について

(1) 価格点の点数化の方法については、次に示す方法による。

「価格点＝満点の価格点－（入札価格／予定基準価格）×満点の価格点」

以上